

日本学術振興会（平成22年1月29日採択）若手研究者海外派遣事業・  
組織的な若手研究者等海外派遣プログラム  
「若手生命科学研究者による国際共同研究拠点形成を目指した海外派遣計画」  
平成24年度・第4期（12月～3月出発）募集要項

平成 24年 9月 24日

1. 目的

生命科学領域の若手研究者ならびに大学院医学教育部、大学院薬学教育部の学生を、海外の研究機関に派遣して国際的な共同研究を推進するとともに、海外の研究者との連携を深め、さらに海外の研究環境の良い所を修得させることにより、熊本大学における生命科学の国際的な発展に資する。

2. 申請資格

- 1) 大学院医学教育部に在籍する大学院修士課程および大学院博士課程の大学院学生、ならびに大学院薬学教育部に在籍する大学院博士前期課程および大学院博士後期課程の大学院学生。なお本事業の趣旨に合致すれば、研究生も申請できる。
- 2) 医学系および薬学系の生命科学研究部、発生医学研究所、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センター、医学部附属病院、あるいは上記の部局と関連した大学院先導機構に所属する、原則として42才以下（派遣出発年度の4月1日における年齢）のポストク<sup>1)</sup>、医員<sup>2)</sup>、助教、講師（特任教員も含む）、および、これらに相当する職に従事する者（以下、若手研究者と呼ぶ）なお本事業の趣旨に合致すれば、医学教育部の연구원ならびに薬学系・生命科学研究部において연구원相当の身分を有する者も申請できる。

<sup>1)</sup>ポストクに関しては、雇用されている事業によっては派遣できない場合があるため、事前に事業主に問い合わせること。<sup>2)</sup>医員の派遣の可否については、特に派遣中の雇用契約について、事前に十分に病院事務に確認を取ること。

3. 支援対象活動、派遣期間および採択件数

平成24年12月1日～平成25年3月2日までに出発帰着する、下記の海外派遣を支援する。

- 1) **RL**：若手研究者による、60日間程度の海外における研究活動

**申請の意向表明をされた方以外からの申請受付は終了しております。**

熊本大学に身分（休職中も含む）を有する若手研究者等で、長期派遣（留学）中の者も本事業に申請でき、採択後に派遣先で給与の支給を受けることも可能である（ただし、この場合は熊本大学からの給与の受給は不可）。長期派遣（留学）の最初あるいは最後の60日間程度を、本事業で支援する場合には、渡航費については往路または復路のみの支給となる。長期派遣（留学）期間中の本事業による支援については、渡航費は支給できないが、滞在費を支給できる。

- 2) **RS**：大学院学生および若手研究者による、およそ8日間以内の海外派遣を伴う研究活動

- 3) **RA** : 大学院学生および若手研究者による、およそ4日間以内のアジア地区への海外派遣を伴う研究活動
- 4) **MI** : 大学院学生および若手研究者による、およそ8日間以内の海外派遣を伴う国際学術集会での発表
- 5) **MA** : 大学院学生および若手研究者による、およそ4日間以内のアジア地区への海外派遣を伴う国際学術集会での発表

3年間における採択予定件数は、RLでは24件、RAおよびMAでは合計50件、RSおよびMIでは合計60件を、おおよその目安とする。

#### 4. 申請に必要な書類

- 1) 申請書 : 末尾に添付した、様式RL、RA/RSあるいはMA/MIにより作成されたもの
- 2) 履歴書 : 様式は任意
- 3) 業績目録 : (1)英文論文(筆頭、共著)、(2)和文論文・総説(筆頭のみ)、(3)国際学術集会発表(筆頭、共同)、(4)全国的な規模で開催される国内学術集会発表(筆頭のみ)に分けて記載し、必ず申請者の名前に下線をつけること
- 4) 「国際学術集会発表」による申請の場合 : 発表する学術集会名、抄録と演題のアクセプトを証明する文書、および口演かポスター発表かを示す文書 なお申請時に上記の書類が揃っていない場合には、発表演題の登録を証明する書類を提出し、その後、上記の書類が揃い次第、これを提出するものとする。
- 5) 「海外研究機関における研究」による申請の場合 : 派遣先研究者(研究機関)からの受入れを証明する文書(発信人や発信日時が明記されたeメールも可)

#### 5. 支援内容

別紙1に示すように、渡航費(割引運賃やホテルパック等を利用した安価な渡航を利用するものとし、規定の範囲内の費用を対象とする)および大学が定める滞在費を支給する。ただし、RLの採択については、1申請者につき3年間で2件までとし、RSおよびMIの採択については、1申請者につき1年間で1件までとする。RAおよびMAの採択については回数を制限しない。

#### 6. 選考方法

各年度を数期に分けて募集する。募集の案内については、eメールやホームページ等で周知する。選考は予算枠と3年間の派遣件数総数の下限(RL派遣24件以上、RL以外の派遣106件以上)を考慮の上で、提出された書類をもとに、以下の基準により、別に定める運営委員会で行う。ただし、運営委員の指導分野に所属する申請者の選考については、当該運営委員は関与しないものとする。また、採択候補者が特定の所属分野に偏っている場合、あるいは他の経費による海外派遣支援を頻回に受けた経験がある場合などは、選考の優先順位を下げることがある。

- 1) 60日間程度の長期研究派遣(R L)を希望する場合は、書面審査ならびに別に定めるヒアリングを実施し、申請者の英語能力 (TOEIC あるいは TOEFL の得点ほかの、第3者機関による英語能力評価証明書の提出が好ましい)、海外への留学・派遣経験の有無、英文原著論文・国際学術集会における発表実績、派遣期間、派遣先研究機関との連携体制などを総合的に評価して選考する。
- 2) 選考に際しては、下記の得点の合計点も参考にする。業績目録により国際学術集会での筆頭演者としての発表を一回につき2点、共同演者としての発表を0.4点、また全国的な規模で開催される国内学術集会での筆頭演者としての発表を一回につき1点と数える。さらに英文論文の筆頭著者としての発表を1報につき5点、共著者としての発表を1点、また和文論文・総説の筆頭著者としての発表を1点と数える。なお得点差が小さい場合などは、学術集会や論文掲載雑誌のレベルも評価に加味できるものとする。また大学院学生については、原則として高学年の学生を優先して選考するが、論文や学会発表の実績が少ない低学年の学生でも、優れた研究成果を挙げている応募者については、選考できるものとする。国際学術集会での発表については、筆頭演者として口演で発表する者を、ポスター発表する者より優先して選考する。以上を総合的に加味して選考する。
- 3) 本海外派遣事業、グローバルCOE、組織的な大学院教育改革支援経費、国際奨学制度ほかの海外派遣支援制度により、過去2年以内に支援を受けたことがある申請者については、その内容、回数や支援金額も参考にして採択の優先順位を決める。

## 7. 成果および事業の報告

本事業の支援を得て海外派遣を行った若手教員等および大学院学生は、帰国後に別に指定する様式に従って、渡航費用に関する領収書等ならびに事業報告書を、若手海外派遣運営委員会に提出するものとする。また、別途大学や同窓会等の出版物に報告書の執筆を依頼する場合がある。

若手海外派遣運営委員長は、年度末までに、事業報告書を学長へ提出するものとする。

## 8. 申請書の提出先、ならびに問い合わせ先

熊本大学 生命科学系事務ユニット医学事務チーム  
研究支援担当 篠田、村尾  
TEL : 096-373-5657  
e-mail : ski-shien@jimu.kumamoto-u.ac.jp